

横浜市市民協働条例第 15 条の規定に基づく事業評価の実施について

横浜市市民協働条例（以下「協働条例」という。）第 15 条の規定に基づく事業評価については、横浜市市民協働条例事務取扱要綱に基づき次によりおこなうこととします。

1 協働条例第 15 条の規定に基づく事業評価とは

協働条例第 2 条の定義に基づく市民協働事業の終了後に事業の成果、役割分担等について、相互評価をおこなうものをいいます。

2 事業評価の目的

市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくために行うものとなります。また、市民協働事業の信頼性を高め、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めていくために行うものとなります。

3 事業評価の方法

(1) 評価の視点

市民協働事業の評価は、地域課題解決に向けた試みをプラスに評価する視点が必要であるとともに、地域や社会のニーズに的確に対応しているかという観点も重要です。また、地域社会の自立が促進されたかどうか、地域社会自らのエンパワーメントにつながったか（自律性の支援に寄与したか等）などの視点が重要となります。また、評価は、事業に関わる団体や協働の優劣を測ることが目的ではありません。

(2) 二つの評価

市民協働事業の評価には、①市民等の参加意欲の高まりや相互理解が進んだかなど実施プロセスを踏んだことによる効果に対する評価と②具体的なサービス内容に関する目標の達成度など事業そのものの成果に対する二つの評価をおこないます。

(3) 評価の主体と手法

市民協働事業には、当該協働事業を行う市民等、受益者、第三者機関等多くの評価主体があります。また、評価の手法も、チェックシートの活用、アンケートの実施、市民モニター等からの意見の聴取など様々な手法が考えられます。

(4) 評価項目

市民協働事業そのものの成果に対する評価項目については、事業の特性・形態により異なります。そのため、事業に応じた評価項目について、当該協働事業を行う市民等と行政が協議して作成します。また、評価項目ごとの評価の視点についても、そもそもの事業目的に照らして市民等と行政が協議することが有効です。

実施プロセスの評価においては、事業実施段階に応じた評価項目によるチェックを行うことが有効です。

実際の評価を行うにあたっては、3 ページ以降の相互評価シートを活用するのも効果的です。

4 評価の公表

協働の基盤づくりは、情報公開から始まります。そのため、インターネットなど情報技術の活用などにより、効果的・効率的な情報公開を図る必要があります。

実施プロセスの公表により透明性を確保し、説明責任を果たすことは、協働事業の信頼を高めるための基盤となります。また、情報公開により、市民の評価・監視が可能となり、協働への市民等の参加意欲を高め、理解も深まります。

(1) 公表の方法

公表に当たっては、透明性の確保や説明責任を果たすことを念頭におきながら、当該事業を行う市民等と行政が協議の上、公表方法を決めて行く必要があります。しかし、公表の媒体等は必ずしも新たに始める必要は無く、現在ある媒体の活用をまず検討し、協議の中で必要とあれば、新たな媒体での公表をおこないます。

(2) 公表の媒体例

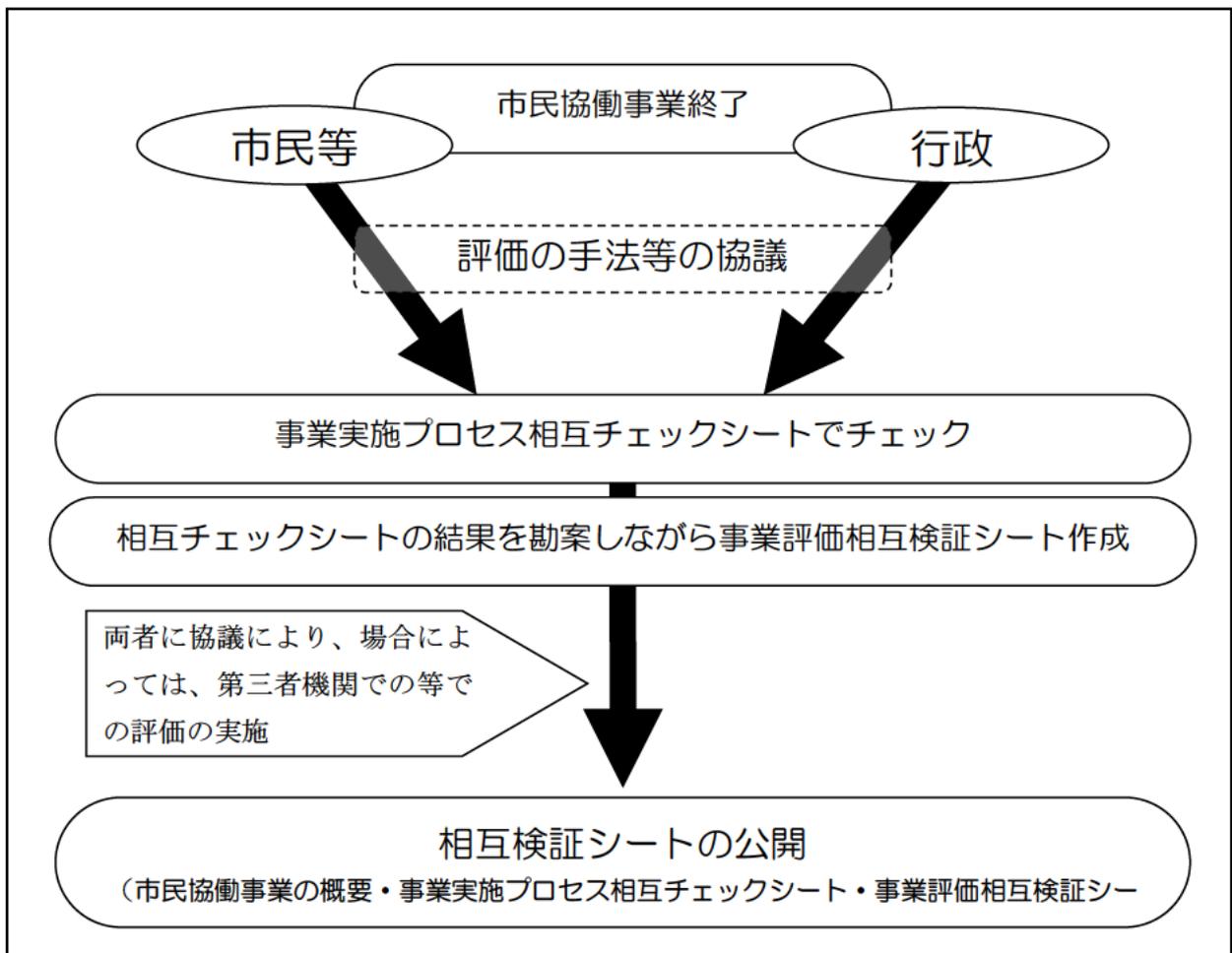
当該評価をおこなう市民等と行政、双方の媒体で公表すること必要となります。

その際の媒体は、次の例が考えられます。

市民等：インターネット、事務所での掲示、会報紙、イベント・講演会等での報告 等

行政：インターネット、事務所での掲示、広報誌 等

◎事業評価の流れ



市民協働事業 相互評価シート

1 市民協働事業の概要

事業名称	令和3年度「空家等対策に関する地域活用支援」業務	
事業の実施者	団体等	市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体（以下、「共同事業体」という）
	行政	横浜市建築局住宅政策課（以下、「住宅政策課」という）
事業の目的	第2期横浜市空家等対策計画に基づき、空家の所有者、地域住民、民間事業者など多様な主体の連携を促すことにより、空家の流通・活用を促進し、地域の活性化・まちの魅力向上につなげること	
事業の内容	別紙のとおり	
役割及び責任分担等	別紙のとおり	
実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	

記入日	令和4年3月31日
記入者	[団体等] ・団体等名： 市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体 ・記入責任者 氏名： 統括責任者 吉原明香 連絡先： 045-671-4732
	[行政] ・部署名： 横浜市建築局住宅政策課 ・記入責任者 氏名： 担当課長 石津啓介 連絡先： 045-671-4121

別紙

個別事業	推進センターの役割	住宅政策課の役割	スケジュール
相談対応	ヒアリングの実施 空家の地域活用実現に向けた整理	相談内容の把握、及び方向性の検討	相談があり次第随時
「空家の総合案内窓口」との連携	空家に関する情報の入手 空家所有者の活用意向等を共有	「空家の総合案内窓口」との連携支援	「空家の総合案内窓口」から、情報提供があり次第随時
相談内容の具体化 検討及び提案	相談者への情報提供 支援策の検討及び提案	提案内容の把握、及び方向性の検討	具体的な案件があり次第随時
コーディネート・実現に向けた支援	対話の場の設定 実現に向けた伴走支援	関係部署との調整等、コーディネートの支援	具体的な案件があり次第随時
窓口の普及啓発活動	事業の普及啓発	普及啓発活動の連携	令和3年4月～ 令和4年3月
記録と報告	①ヒアリングシートの作成、報告 ②令和3年度「空家等対策に関する地域活用支援」報告書の作成	記録・報告内容の確認とフィードバックの実施	①随時行う ②令和4年3月

2 事業実施プロセス相互チェックシート

このチェックシートは、事業実施に伴う、それぞれの段階で、必要なことができたかどうか、相互にチェックをおこなうシートです。相互の視点からチェックを行い、その後、「2 事業評価相互検証シート」で総合的な評価検証をおこないます。

◎相互チェックシートの評価基準

よくできた	まあまあできた	あまりできなかった	まったくできなかった
A	B	C	D

①事業計画段階

		団体等	行政
1	自分たちが達成すべき大きな目的やミッションについてよく話し合うことができましたか。	A	A
2	お互いの立場や組織の違いを話し合ってよく理解することができましたか。	B	C
3	ニーズを把握して共有するとともに、この事業の目標と実施方法を話し合って決めることができましたか。	A	B
4	実現のためにそれぞれが何をできるかを考え、話し合って役割分担を決めることができましたか。	B	B
5	会計のルール等、お互いの組織内部の取り決めについて、説明し合ってよく理解することができましたか。	B	C
6	事業を始めることや計画中であることを、ホームページや会報等を使って市民に発信することができましたか。	-	A

②事業実施段階

		団体等	行政
1	率直な意見交換のもとに、お互い対等な立場で事業をすすめることができましたか。	A	A
2	お互いの強みや得意分野を、どう生かし合えるかを考え、提案しながら取り組むことができましたか。	A	B
3	相手に任せっきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組むことができましたか。	A	B
4	事業の進捗に応じて、目標、ニーズ、対象、実施方法などをふりかえり、修正しながら取り組むことができましたか。	A	A
5	必要に応じ、関連する他の部署や団体などを巻き込みながら事業をすすめることができましたか。	B	C
6	事業終了後の見通しについて、話しながら取り組むことができましたか。	A	A
7	事業の進捗状況を、ホームページや会報等を使って市民に発信することができましたか。	A	B

③ふりかえり段階

		団体等	行政
1	協働することで、単独でおこなうのに比べてどのような効果が得られたか、話し合って共有できたか。	A	A
2	受益者が満足を得られたかどうかについて、話し合って確認することができたか。	A	A
3	これまでを振り返って、お互いの考えに相違点がなかったかについて話し合い、確認する事ができたか。	A	A
4	期待された事業成果を得られることができたか。	A	B

3 事業評価相互検証シート

事業実施プロセス相互チェックシートでおこなった結果をもとに、相互で本検証シートを作成します。

事業の計画づくり (協働して事業計画をつくるにあたり、お互いに共有できたことや認識に違いがあったこと、今後、改善が必要と思われることはどのようなものですか。)
【共有できたことや認識に違いがあったこと】 ＜共有できたこと＞ ・制度が一年目のため、問い合わせ・登録件数が見込めず、事業開始前に想定していた件数を上回った。 ＜認識に違いがあったこと＞ ・お互いの立場や組織について、十分把握できていなかった部分があったことを確認できた。(たとえば、「空き家マッチング制度」と横浜市空き家等対策計画(第2期・平成31年2月)との関係、など)
【今後改善が必要と思われること】 ・一年目の実績をもとに、見込まれる件数を想定して計画を立てることや、協働事務局における役割分担の整理をする。
事業実施 (協働して事業を実施した結果、お互いに共有できたことや認識に違いがあったこと、今後、改善が必要と思われることはどのようなものですか。)
【共有できたことや認識に違いがあったこと】 ＜共有できたこと＞ ・実際に取り組みを進める中で、マッチングに向けて所有者登録数を増やすことが課題である。定例会議で方策を提案・検討した結果、所有者向けチラシの作成、及び登録団体情報の市ホームページへの掲載を進めることができた。 ・取り組みを進めることで互いの具体的な役割が見えてきた。協働事務局の体制や外部との連携など、さらに工夫していくことが課題である。
【今後改善が必要と思われること】 ・登録の対象として団体・事業所を想定しているが、営利法人である株式会社からの申請については、目的の公益性・非営利性をどのように判断するかという課題があった。今後、登録を望むに至った経緯、事業目的、事業者として目指すことや意向(なぜ非営利の事業に取り組むのか)について、よくヒアリングすることが必要である。 ・住まいのインの窓口では、所有者が問い合わせたものの登録に至らないケースがある。今後は、これらの所有者のニーズや抱えている事情を把握し、対応することで、所有者登録の増加につなげられるのではないか。 ・登録団体情報が市ホームページに公開されたことから、多くの関係者に周知できるよう、センターの広報媒体で発信していくとともに、登録団体情報のセンター・ホームページへの掲載を進める。 ・いったん登録した活用団体の意向は、ホームページ掲載時に再確認できたので、今後も定期的に意向確認を行う必要がある。同様に、いったん登録した空家空き地が引き続き対象となるかどうかも定期的に確認する必要がある。 ・マッチング終結の判断が難しい。賃貸借契約の締結以前に、建物所有者と利用団体間の基本合意について覚書を結ぶなどの方法を検討する必要がある。

事業の成果

(協働して事業を実施した結果、当初期待された事業効果がどのような成果となりましたか。)

・100 件以上の問い合わせを受け付ける中で、さまざまなケースについて、随時、共有・検討して対応した結果、年間 40 を超える利用希望団体の登録と、1 件のマッチングの実績を挙げる事ができた。空き家活用に関する市民の期待値の高さに応えるべく、さらに相談の実績を挙げていくことが求められる。

自由記入欄